

長岡京市(仮称)自治振興条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自治の基本原則をまとめる(仮称)自治振興条例(以下「条例」という。)について検討するため、長岡京市(仮称)自治振興条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例の条文作成に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地縁団体・市民活動団体
- (3) 市民公募委員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から翌年の3月31日までとする。ただし、辞任の申し出がない限り、任期満了後1年間を自動更新するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、市民参画協働政策主管課の長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、会議において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴く

ことができる。

（会議の公開）

第8条 会議は公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開で会議を開くことができる。

（庶務）

第9条 検討委員会の庶務は、市民参画協働政策主管課において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

（効力の失効）

2 この要綱は第2条各号に掲げる事務が終了した日に効力を失う。